

### 被災酒類の確認書交付申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類が災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができなくなったことについての確認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、被災酒類の納税義務者、移出された製造場又は引き取られた保税地域及び仕入先の異なるごとに記載してください。
- 3 この申請書は、災害のやんだ日から1月以内に被災場所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 この様式の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「品目」欄は、税率適用区分ごとに記載してください。
  - (2) 「アルコール分別等」欄は、発泡性が有る場合には、発泡性が有る旨も併記してください。
  - (3) 「税率」欄は、税率適用区分ごとの税率を記載してください。
  - (4) 「被害状況」欄は、災害発生の日時及び場所並びに災害の種類及び程度を詳細かつ具体的に記載してください。

なお、その全部を同欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載の上、この申請書と割印をして添付してください。
  - (5) 「A」欄は、税額の合計額を記載してください。
  - (6) 「B」欄は、別紙の「被災酒類損失補填明細書」に記載した納税義務者ごとの「(e)」欄の金額を記載してください。
  - (7) 「C」欄は、「A」欄の金額から「B」欄の金額を控除した差額を記載してください。
  - (8) 「D」欄は、納税義務者（仕入先）から損失の補填を受けた又は受ける金額、すなわち、納税義務者が今後納付すべき税額から控除を受けるべき金額を記載してください。
- 5 確認書の交付を受けた場合は、その確認書を速やかに納税義務者又は仕入先に送付して、納税義務者が控除を受けられるようにしてください。この場合において、納税義務者又は仕入先から損失の補償を受けた又は受ける金額（「D」欄に記載する金額）があるときは、「被災酒類損失補償書（CC1-5217）」を添付してください。
- 6 税務署整理欄は記載しないでください。